

平成29年第5回若狭町議会定例会会議録（第1号）

平成29年9月4日若狭町議会第5回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（14名）

1番	藤本 武士 君	2番	熊谷 勘 信 君
3番	渡辺 英 朗 君	4番	島津 秀 樹 君
5番	辻岡 正 和 君	6番	坂本 豊 君
7番	今井 富 雄 君	8番	原田 進 男 君
9番	北原 武 道 君	10番	福谷 洋 君
11番	清水 利 一 君	12番	小堀 信 昭 君
13番	小林 和 弘 君	14番	松本 孝 雄 君

2. 欠席議員

な し

3. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 二本松 正 広 書 記 北清水 佳 代

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	森 下 裕	副 町 長	中 村 良 隆
教 育 長	玉 井 喜 廣	総 務 課 長	谷 口 壽
会 計 課 長	森 川 克 己	総 合 戦 略 課 長	泉 原 功
税 務 住 民 課 長	橋 本 清 考	環 境 安 全 課 長	深 水 滋
地 域 医 療 ・ 介 護 セ ン タ ー 長	中 村 俊 幸	福 祉 課 長	小 堀 勝 弘
建 設 課 長	岡 本 隆 司	水 道 課 長	藤 本 齊
農 林 水 産 課 長	森 下 精 彦	パ レ ア 文 化 課 長	飛 永 恭 子
歴 史 文 化 課 長	永 江 寿 夫	教 育 委 員 会 事 務 局 長	木 下 忠 幸

6. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 報告第 7号 平成28年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計継続費精算の報告について

日程第 4 報告第 8号 平成28年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

- 日程第 5 報告第 9 号 平成 28 年度決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第 6 認定第 1 号 平成 28 年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 認定第 2 号 平成 28 年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について
- 日程第 8 議案第 47 号 若狭町みさき漁村体験施設条例の制定について
- 日程第 9 議案第 48 号 若狭町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 49 号 若狭町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 50 号 若狭町公営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 51 号 農地等高度利用促進事業実施計画の変更について
- 日程第 13 議案第 52 号 平成 29 年度若狭町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 14 議案第 53 号 平成 29 年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 15 議案第 54 号 平成 29 年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 16 議案第 55 号 平成 29 年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 17 議案第 56 号 平成 29 年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 18 議案第 57 号 平成 29 年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 19 議案第 58 号 平成 29 年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 20 議案第 59 号 平成 29 年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 21 議案第 60 号 平成 29 年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 22 議案第 61 号 平成 29 年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 23 議案第 62 号 平成 29 年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第 1

- 号)
- 日程第 2 4 議案第 6 3 号 平成 2 9 年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 2 5 請願第 2 号 大飯原発 3 ・ 4 号機の再稼働以前に 3 0 キロ圏自治体と住民への納得できる説明を求める請願
- 日程第 2 6 請願第 3 号 農業振興に関する請願書
- 日程第 2 7 請願第 4 号 農業振興に関する請願について
- 日程第 2 8 陳情第 1 号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について
- 日程第 2 9 陳情第 2 号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について

(午前 9時14分 開会)

○議長（原田進男君）

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、招集されました平成29年第5回若狭町議会定例会の開会にあたり、議員各位には、万障繰り合わせの上、御出席いただきましたことを、心よりお礼申し上げます。

本定例会に提出されます議案につきましては、平成28年度一般会計、各特別会計及び各企業会計の決算認定、条例の制定及び一部改正のほか、平成29年度各会計の補正予算が主なものであります。

議員各位には、十分な御審議をお願いするものであります。

さて、朝夕涼しくなり、稲の刈り取りも始まり、秋の気配を感じる季節となりましたが、議員各位には、健康に十分御留意され、本定例会の円滑な運営に御協力を賜りますよう申し上げ開会の挨拶といたします。

日程に先立ち、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査平成29年度6月分及び7月分の結果報告書が、お手元に配付のとおり報告されております。

次に、地方自治法第121条の規定により、議案説明者として森下町長、中村副町長、玉井教育長、谷口総務課長ほか各担当課長の出席を求めています。

また、平成28年度各会計の決算審査意見書に関する説明を求めるため、増井監査委員の出席を求めています。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

ただいまの出席議員数は14名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、平成29年第5回若狭町議会定例会を開会します。

町長より発言を求められておりますので、これを許します。森下町長。

○町長（森下 裕君）

皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成29年第5回若狭町議会定例会を招集をさせていただきましたところ、議員の皆さんには極めてお忙しいところ、全員の御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

町内では、稲の刈り取りも始まっており、秋の気配を感じるきょうこのごろでございます。

さて、先月、8月17日、18日には、大阪府の高槻市、島根県の益田市、そして、

子ども若狭町の3市町によります「姉妹都市サミット」が島根県の益田市において開催をされました。その中では、地方創生への取り組み、また、異常気象などによる地域防災への取り組み、元気で暮らせる健康づくりといったテーマを中心に意見交換をさせていただきました。中でも益田市、若狭町からは、高槻市の濱田市長に、交流人口の促進をお願いをし、子どもの福井県が開催をします平成30年「福井しあわせ元気国体」の開催につきましても、高槻市、益田市、両市長にもお願いをしたところであります。

また、さらなる姉妹都市の災害協定につきましても確認をさせていただきました。

また、8月22日には福井県庁におきまして、西川知事、藤田・山田両副知事、関係部長も同席の中で、若狭町からは私と議会関係では原田議長、坂本副議長、そして、渡辺・福谷両常任委員長、中川・小堀両県会議員の先生の御同席を賜り、和気あいあいのうちに要請活動をさせていただきました。

重要項目としましては、交流人口の拡大、定住人口の促進、地域力の発信・産業の活性化、安全・安心なまちづくり、広域連携の5つの重要項目に基づき要請させていただきました。中でも4項目につきまして、少し要請内容について御説明をさせていただきますと思います。

まず1点目でございます、三方五湖の活性化支援に向けた取り組みとして、要請の内容を申し上げます。年稿研究展示施設と縄文博物館の緊密な連携の要請をさせていただきました。世界農業遺産の認定に対し、さらなる県の指導、助言をお願いをいたしております。

災害時における三方五湖のトンネル放水路の要請、特に、最近のゲリラ豪雨、あるいは本年の台風、豪雨による三方五湖の増水、大変町民は豪雨に対して心配をいたしておるということを知事にもお願いをし、そんな中でトンネル放水路の工事着手に向けて速やかな手続きをお願いをいたしました。

また、レインボーライン山頂公園の整備につきましては、美浜町と共通の課題でございますので、財政支援についてお願いをしております。

2点目の舞鶴若狭自動車道、三方五湖スマートインターチェンジについてでございますけれども、このスマートインターチェンジにつきましては、平成30年3月供用開始を迎えて、現在は順調に工事が進められております。しかしながら、通行可能時間の制限があり、朝6時から夜の10時までが通行可能となっており、この通行可能時間の見直しをお願いするべく、1日24時間通行可能となるよう、福井県からも中日本高速道路株式会社へ要請をお願いしたところでございます。

3点目には、熊川宿の活性化と県営河内川ダム周辺整備についてであります。

ず、熊川宿の活性化について、空き家対策として9月の定例議会一般会計の補正でも提案をさせていただきますが、「シェアオフィス」と「熊川宿きらりアートミュージアム」、これは仮称でございますが、この整備について、福井県の補助事業について採択をお願いし、取り組みを説明を申し上げました。なお、西川知事は大変この事業につきましましては関心を持っていただきました。

また、県営河内川ダムにつきましては、平成31年5月に竣工の予定となっていることから、ダム周辺整備を進めていくということになります。そのためには、福井県のさらなる財政支援をお願い申し上げます。

4点目には、常神半島の遊子から小川間、神子から常神の2カ所のトンネル及び防災整備について要請をいたしました。2カ所のトンネルにつきましては、ルートの地元説明を終え、速やかに用地交渉、工事着手を強く要請をさせていただいております。

以上、4点につきまして御説明を申し上げたところでございます。

今後とも、県などの支援を賜りながら、これらの事業の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

さて、本定例会に提案いたします案件は、平成28年度における継続費精算の報告、平成28年度決算に基づく健全化判断比率の報告及び決算に基づく資金不足比率の報告、平成28年度一般会計及び各特別会計及び各企業会計歳入歳出決算の認定、また、条例の制定、一部改正、計画の変更、さらに平成29年度の一般会計、特別会計の補正予算の案件をお願いするものであります。

議員の皆さんには、十分御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願いを申し上げます。開会に当たりましての御挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（原田進男君）

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、12番、小堀信昭君、13番、小林和弘君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（原田進男君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月27日までの24日間にしたいと思います。
これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月27日までの24日間に決定しました。

～日程第3 報告第7号から日程第5 報告第9号～

○議長(原田進男君)

日程第3、報告第7号「平成28年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計継続費精算の報告について」から日程第5、報告第9号「平成28年度決算に基づく資金不足比率の報告について」の3件を一括して報告願います。森下町長。

○町長(森下 裕君)

それでは、報告第7号から報告第9号までにつきまして説明を申し上げます。

まず、報告第7号「平成28年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計継続費精算の報告について」であります。本案は、平成27年度と28年度の2カ年の継続事業で行った療養病棟及び新館改修工事に係る精算報告であり、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により継続費精算報告書を調製し、議会に報告申し上げるものであります。

次に、報告第8号「平成28年度決算に基づく健全化判断比率の報告について」では、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項の規定により、また、報告第9号「平成28年度決算に基づく資金不足比率の報告について」では、同法第22条第1項の規定により、それぞれ御報告申し上げるものであります。いずれも基準を下回っていることを御報告申し上げます。

以上でございます。

○議長(原田進男君)

ただいまの報告について、質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

質疑なしと認め、報告を終わります。

～日程第6 認定第1号・日程第7 認定第2号～

○議長(原田進男君)

日程第6、認定第1号「平成28年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認

定について」及び、日程第7、認定第2号「平成28年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、認定第1号及び認定第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

認定第1号及び認定第2号は、いずれも平成28年度一般会計を初めとする各特別会計及び公営企業会計の決算認定を求めるものでございます。これらの内容につきましては、監査委員から決算審査意見書により御報告をいただきますので、詳細につきましては省略をさせていただき、私からは決算の概要につきまして説明を申し上げます。

まず、認定第1号「平成28年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」説明を申し上げます。

平成28年度若狭町一般会計歳入歳出決算であります。詳しい決算額及び執行状況につきましては、お配りいたしました決算書をごらんいただきたいと思います。

一般会計における歳入決算総額は、110億9,106万5,000円となりました。歳出決算総額は106億7,249万1,000円となり、歳入歳出の差し引きは4億1,857万4,000円となりました。

次に、11会計ある特別会計の決算につきまして申し上げます。

まず、「若狭町国民健康保険特別会計」「若狭町後期高齢者医療特別会計」「若狭町直営診療所特別会計」「若狭町介護保険特別会計」といった町民の皆さんの健康にかかわる4つの特別会計につきましては、いずれの会計も、保険料、国庫補助金、県補助金等、法律等で定められた財源をもって事業を推進させていただきました。

次に、「若狭町簡易水道事業特別会計」「若狭町農業集落排水処理事業特別会計」「若狭町漁業集落排水処理事業特別会計」「若狭町公共下水道事業特別会計」といった上下水道関係の4つの特別会計につきましては、適切な維持管理に努め、運営を図ることができたと考えております。

また、「若狭町農業者労働災害共済事業特別会計」では、平成28年度につきましては、農作業中の事故6件に対しまして医療共済金をお支払いいたしました。

「若狭町営住宅等特別会計」では、集合住宅139戸と町営住宅63戸、公営住宅16戸の管理運営を実施し、住宅困窮者やU・Iターン者への居住場所の提供を行いました。

最後に、「若狭町土地開発事業特別会計」につきましては、天徳寺及び上瀬の住宅団地を中心に分譲をさせていただいております。

続きまして、認定第2号「平成28年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」説明を申し上げます。

初めに、平成28年度若狭町水道事業会計決算につきましては、収益的収入が1億3,209万3,000円、収益的支出が1億2,737万7,000円となり、純利益は471万6,000円となりました。資本的収支では6,799万4,000円の資金不足を生じ、その不足額につきましては、過年度損益勘定留保資金等で補てんをいたしております。

また、平成28年度若狭町工業用水道事業会計決算であります。収益的収入が5,400万5,000円、収益的支出が3,402万6,000円となり、純利益は1,997万9,000円となりました。資本的収支では、国、県などの補助金を財源に県営河内川ダムの負担金を支出しております。

最後に、平成28年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算であります。収益的収支の状況は、総収益4億9,087万6,000円、総費用5億7,929万3,000円で、当年度は8,841万7,000円の純損失となっております。

資本的収支では、療養病棟の改修工事などを実施し、不足する7,055万9,000円は、積立金の取り崩し及び過年度損益勘定留保資金等で補てんをいたしております。

以上、認定第1号及び認定第2号について、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（原田進男君）

提案理由の説明が終わりました。

ここで、上程中の2議案について監査委員の意見を求めます。若狭町監査委員、増井文雄君。

○監査委員（増井文雄君）

議長のお許しをいただきましたので、平成28年度会計決算審査における私の所見を申し上げます。

ただいま上程されました認定第1号及び認定第2号の平成28年度若狭町一般会計及び国民健康保険会計など11の特別会計並びに水道事業会計など3つの企業会計の決算につきまして、議会選出の島津監査委員と6月から8月にかけて慎重に審査をさせてい

ただき、お手元に配付のとおり、その意見書を町長に提出いたしました。なお、財政の健全化判断比率の意見につきましては、既に報告されておりますので省略させていただきます。

決算審査に当たりましては、次の事項に主眼を置いて審査を行いました。

1つ目に、予算が適正に執行され効率的な財政運営が行われているか、2つ目に、財務に関する事務が適正に処理され、財産は適切に維持管理されているか、3つ目に、これらが町民の福祉の向上に寄与しているかという点であります。

これらを確認するため、決算関係諸帳簿、その他必要資料の提出を求め、関係者の説明を聴取して慎重に審査を行なった次第であります。

ここで、審査概要の一端を申し上げますと、まず一般会計については、歳入総額は110億9,106万5,000円で、歳出総額は106億7,249万1,000円となっております。

前年度と比べますと、歳入では1億8,121万9,000円、約1.6%の減少、歳出では1億7,919万2,000円、約1.7%の減少となっております。

歳入から歳出を差し引いた形式収支は、4億1,857万4,000円となっております。このうち翌年度へ繰り越しすべき財源2,743万4,000円を除いた実質収支は、3億9,114万円の黒字であります。これは、財政調整基金の取り崩し等を含めた実質単年度収支は、2億6,351万6,000円の赤字であります。これは、町税の減収、普通交付税の算定替え、扶助費の増額等が主なものと考えられます。

次に、財政運営の状況については、財政力指数は0.348となっており、収入財源の約70%が地方交付税や町債、国県支出金などの依存財源となっております。

また、実質公債費比率については、地方債許可団体に移行する目安とされる18%の基準値がありますが、今年度は15.1%となり、対前年度比0.2%高くなっております。

次に、財政の弾力性を示す総合的な指標であります経常収支比率は93.2%と対前年比では4.9%高くなっており、以前にも増して財政の硬直化が進んでいるといえます。

今後においても、各指数の変動を念頭に置き将来の財政を見据え、歳出抑制の強化を図るとともに、歳入の確保に最大限の努力をされることを強く要望するものであります。

それでは、歳入と歳出の状況について御報告させていただきますが、以下については金額を万円単位で述べさせていただきますので、御了承をお願いいたします。

まず、歳入状況については、収入済額が110億9,106万円であり、調定額に対する収納率は99.74%であります。233万円の不納欠損処理を行っておりますが、収入未済額は2,692万円となっております。

収納対策については、厳しい財政状況の中において自己財源の確保を図るとともに、税の公平負担の観点においても課税対象者の的確な把握と、滞納実態に応じた厳しい対策を講じるなど、最善の努力をされることを望むものであります。

なお、収入未済額における長期化した滞納繰越分の徴収は、年がたつほど困難となることを考慮して、現年度分の徴収率向上のための効果的な対策を収納担当部署と協働し、各課の連携強化によって、新たな収入未済額の累積防止に努められるよう要望するものであります。

次に、歳出の状況であります。歳出総額は106億7,249万円であり、性質別による決算額では、人件費や物件費、扶助費等を初めとする消費的経費は62億9,211万円、歳出額全体の59.0%を占めております。また、公債費その他では、29億687万円で、27.2%となっております。

公債費の増加抑制のため、普通建設事業の実施に当たっては、事業の緊急性や投資効果を十分に考慮するとともに、消費的経費である物件費、維持補修費等の経常経費につきましても、将来を見据えた財政の健全化に向けた一層の努力を期待するところであります。

以上、全般では歳入歳出のバランスは取れているものの、今後も地方交付税など依存財源に頼る財政運営を余儀なくされることから、慎重に将来の財政計画を立て、計画的な財政運営が進められることを強く要望します。

次に、基金の状況であります。平成28年度末では総額が27億1,843万円となっております。基金全体では、前年度末より3億4,654万円の減少となっております。

特に、財政調整基金においては、全体的な財源不足を補うための取り崩しにより、2億4,904万円の減少となっておりますが、今後の事業実施における基金の使用は、将来の財政を念頭において慎重な運用に努めていただきたいと思います。

次に、財産の状況であります。町が所有する土地、建物の平成28年度末の財産所有面積は152万平方メートルとなっております。処分可能な町有財産については、有効活用や公売等を行うことによって、歳入財源の確保と管理経費の削減が図れるものと考えられますので、財産の処分についても検討いただくことを要望いたします。

次に、町債の現在高についてであります。総額194億630万円となっております。

前年度に対し8億8,311万円の減少となっております。これは、元金の償還が借入額を上回ったことによるものであります。

今後においても、将来の財政負担となる町債につきましては、計画的な事業の実施により発行額を調整し、残高を減らす取り組みを継続していただきたいと思っております。

以上、一般会計につきまして、財政状況の概要を申し上げましたが、少子高齢化が一段と進む中、今後も扶助費、維持補修費などの消費的経費が増加するものと考えられ、地方自治体の財政運営は厳しさを増していくものと思われまます。町民が安心して生活できる町を目指して、より強固で弾力性のある財政基盤の構築に努めるとともに、今後ますます多様化かつ増大する行政需要に対して、適切な取り組みをされることを願うものであります。

次に、特別会計について申し上げますと、特別会計は国民健康保険会計を初めとする11の会計があります。

各会計については、それぞれ目的に沿った運営がなされており、おおむね健全でありました。

それぞれの会計について、意見の一端を述べますと、国民健康保険特別会計においては、歳出の大きな割合を占めているのが保険給付費であります。そのため、医療費の適正化に向け、特定健診やがん検診などの受診率の向上に向けた取り組みを充実させるとともに、国民健康保険加入者の疾患別受診状況を初めとする、各種データの綿密な分析に基づいた効果的な保健指導を行い、生活習慣病の発症や重症化の予防に努め、住民の健康づくりを推進していただきたいと思っております。

次に、後期高齢者医療特別会計ですが、高齢化社会の進行などによる医療費の増大に対し、安定した保険運営が継続して行われるよう、老人保険制度にかわる医療保険として開始されたものであります。

本会計の保険給付も増大していくことが予想されているため、加入者の健康管理や医療機関の適正受診の指導などを努めていく必要があります。

直営診療所特別会計については、医師を迎えて5年が経過し、診療収入の面においても順調に推移しております。

今後は、住民に最も身近な国保診療所としての役割を果たすべく、早期受診患者の確保と病診連携による適切な医療の提供に努めていただき、病気の重症化を防ぐこと等による医療費抑制に努力を願うものであります。

介護保険特別会計については、保険給付費が今後も増大することが予想されることから、これまで以上に介護予防を推進し、財源の確保など安定的な介護保険事業勘定会計

の運用を願うものであります。

簡易水道特別会計については、大小13カ所の広範囲にわたる水道施設を管理しているもので、管理効率の向上と安全で安定した水を供給するため、一体的、効率的な水道施設を目指した水道計画を推進されております。

今後は、施設の老朽化に伴う負担金等も考慮に入れた予算立ても検討していく必要があると考えます。

経営の効率化、健全化を目指した施設統合等の推進と、安全で安定した水道水の供給に努力を願うものであります。

次に、農業者労働災害共済事業特別会計は、農業者労働者に対する共済制度であり、町全体で610戸が共済に加入されております。不測の農作業事故に対処するために、引き続き制度の周知と農作業事故防止の推進を図り、健全な制度の運営に努めていただきたいと思います。

次に、農業集落排水処理事業特別会計、漁業集落排水処理事業特別会計及び公共下水道事業特別会計については、17カ所の施設が稼働しており、住民の健康で文化的な生活を確保する上でも欠かすことができない施設であります。

今後も、引き続き各施設の適切な維持管理に務めていただくとともに、効率的な運営を願うものであります。

町営住宅等特別会計では、井崎、上瀬の専用住宅27戸、上瀬共同住宅36室、大鳥羽公営住宅16室と、あじさい団地及びサン・コーポラス瓜生の139室が対象となっており、会計の収支は254万円の歳入歳出差引残額となっております。

あじさい団地及びサン・コーポラス瓜生については、今年度より民間に譲渡されたところではありますが、以外の町営住宅及び公営住宅については、今後も引き続き、適正な管理と健全な運営を願うものであります。

土地開発事業特別会計では、現在分譲中の天徳寺住宅団地、上瀬団地を初め、若王子、朝霧団地等の早期売却に向けたPR活動を積極的に進めることとあわせ、不動産事業者との連携を密にした販売促進に一層の努力を願うものであります。

次に、企業会計について申し上げますと、水道事業、工業用水道事業、上中診療所事業とも、公営企業として重要な役割を担っており、住民及び企業の期待に沿った健全な運営が望まれております。

まず、水道事業であります。給水人口は前年比117人、年間給水量では約6万立方メートルと、双方とも減少しております。この主な要因は、平成28年10月より日本電気硝子株式会社若狭上中事業場の閉鎖に伴うものであります。

会計収支から見ると、料金収入や一般会計補助金の収益的収入から、営業費用、営業外費用を合わせた収益的支出を差し引いた純利益は471万円となっております。

今後は、将来の水源計画、施設整備を見据えながら、健全経営を進めていただくよう望むものであります。

次に、工業用水道事業は、若狭中核工業団地内の企業7社と給水契約を締結し、工業用水を供給しており、契約水量は1日当たり2,025立方メートルであります。

しかしながら、平成28年10月より日本電気硝子株式会社若狭上中事業場が閉鎖されたことから、契約水量425立方メートルで給水業務を行っております。

会計収支から見ると、総収益から総費用を差し引いた当年度の純利益は、1,997万円となっております。

今後も、受水企業の需要計画に沿い、良質で安定した用水の供給に努めるとともに、河内川ダム完成後の水源利用を念頭に入れた事業運営を望むものであります。

次に、上中診療所事業についてであります。平成28年4月からこれまでの病院を廃止し、一般病床19床の有床診療所として医療の提供が行われております。

しかし、医療費抑制政策や医師の確保など医療を取り巻く厳しい環境の中、厳しい経営となっております。

会計収支から見ると、総収益4億9,087万円に対し、総費用5億7,929万円で、8,841万円の純損失であります。これらは、病院から診療所への機能形態や運営体制の見直しを図ったことによるものが主な要因であります。

一方で、新たな事業として取り組んだ、通所リハビリテーション等の介護保険在宅サービス事業は、今後も需要が見込まれるなど、町民への適切な医療の提供に心がけるとともに、保健・福祉医療が一体となって訪問診療や訪問看護、訪問リハビリなどの在宅医療の充実を図りながら、長期的展望に立った経営に一層の努力を望むものであります。

以上、それぞれの会計については、住民生活に密接した事業として「最少の経費で最大の効果」を念頭に、いずれも正確、かつ適正に会計処理がなされていたことを、ここに御報告申し上げます。

しかし、税を初め保険料や使用料等の収入未済額があり、各担当部署において収納努力がなされているものの、特別会計の多くはこれらを主な財源として運営されており、公平負担の原則に基づき収納体制の強化等により、滞納の縮減に努めていただきたいと思っております。

また、今後は人口減少に伴う税収への影響や地方交付税の減額など、歳入の根幹をな

す財源が減少することが明らかであるため、事業の実施にあたっては、複雑・多様化する住民ニーズを的確に捉える必要があります。

特に、人口減少対策として策定した若狭町総合戦略に基づく、交流人口の拡大や定住促進を確実に実行するため、民間努力を有効に導入し、効率的な事業選択や行政運営に取り組みられることを希望するものであります。

一方では、社会保障費の増大や水道施設、下水道施設の老朽化に伴う負担も増加することも想定し、今後の財政運営をしっかりと見据える必要があります。

今回の組織改革を有効に機能させ、行財政改革を着実に実行するとともに、将来に引き継ぐ持続可能な行財政運営のもと、住民福祉のより一層の向上と町政の発展に向けて邁進していただくことを願うものであります。

以上、平成28年度若狭町の一般会計及び特別会計、並びに企業会計、決算審査に関して、本意見書を十分お目通しいただきまして、各会計決算の認定に対し、妥当なる御決定をお願い申し上げますとともに、今後の若狭町の発展と住民の皆様の幸せを願いまして、決算審査に関する私の意見とさせていただきます。

平成29年9月4日、若狭町監査委員、増井文雄。

○議長（原田進男君）

これより、質疑を行います。

上程中の2議案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま、議題となっております認定第1号及び認定第2号の2議案については、会議規則第38条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託したいと思います。これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております2議案については、議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

（午前10時07分 休憩）

（午前10時08分 再開）

○議長（原田進男君）

再開します。

～日程第 8 議案第 47 号から日程第 11 議案第 50 号～

○議長（原田進男君）

日程第 8、議案第 47 号「若狭町みさき漁村体験施設条例の制定について」から、日程第 11、議案第 50 号「若狭町公営住宅管理条例の一部改正について」までの 4 議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、議案第 47 号から議案第 50 号までの 4 議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第 47 号「若狭町みさき漁村体験施設条例の制定について」であります。が、本案は、廃校しました若狭町立岬小学校及び三方中学校岬分校を若狭町みさき漁村体験施設に改修し、指定管理者による管理を行いますので、提案するものであります。

次に、議案第 48 号「若狭町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。が、本案につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、条例の改正が必要となりますので、提案するものであります。

次に、議案第 49 号「若狭町介護保険条例の一部改正について」であります。が、本案は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による介護保険法の一部改正に伴い、条例の改正が必要となるので、提案するものであります。

次に、議案第 50 号「若狭町公営住宅管理条例の一部改正について」であります。が、本案は、公営住宅法施行令及び住宅地区改良法施行令の一部を改正する政令及び公営住宅法施行規則及び地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、条例の改正が必要となりますので、提案するものであります。

以上、4 議案につきまして説明申し上げます。十分御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（原田進男君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の 4 議案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま、議題となっております4議案については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

異議なしと認めます。よって、議題となっております4議案については、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決定しました。

～日程第12 議案第51号～

○議長(原田進男君)

次に、日程第12、議案第51号「農地等高度利用促進事業実施計画の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長(森下 裕君)

それでは、議案第51号「農地等高度利用促進事業実施計画の変更について」提案理由の説明を申し上げます。

本計画は、農業基盤の整備と大区画化に取り組み、農用地の高度利用及び安定した営農体制を図るため策定したものでありますが、今回、事業地域の拡大により計画を変更したいので、土地改良法第96条の3第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、十分御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(原田進男君)

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の議案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま、議題となっております議案第51号については、会議規則第38条第1項

の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

異議なしと認めます。よって、議題となっております議案第51号については、議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

～日程第13 議案第52号から日程第24 議案第63号～

○議長(原田進男君)

次に、日程第13、議案第52号「平成29年度若狭町一般会計補正予算(第2号)」から、日程第24、議案第63号「平成29年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算(第2号)」までの12議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長(森下 裕君)

それでは、議案第52号から議案第63号までの12議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第52号「平成29年度若狭町一般会計補正予算(第2号)」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億7,053万4,000円を追加し、予算の総額を103億1,244万円とするものであります。

歳出の主なものは、総務費では、ふるさと納税推進事業に310万4,000円、財政調整基金の積立金に1億9,600万円など、合わせて2億288万円を計上いたしました。

民生費では、臨時福祉給付金給付事業に614万6,000円、一般障害者事務費事業に443万円、保育所総務管理事業に1,200万円など、合わせて2,439万1,000円を計上いたしました。

衛生費では、公立小浜病院組合負担金事業に6,828万9,000円など、衛生費全体で6,992万4,000円を計上いたしました。

労働費では、シルバー人材センター事業費に59万1,000円を計上いたしました。

農林水産業費では、経営体育成支援事業に306万3,000円、山ぎわ集落間伐促進事業に963万8,000円、治山事業費に350万円、海岸堤防等老朽化対策事業に3,150万円、合わせて4,770万1,000円を計上いたしました。

商工費では、地域振興商品券事業に372万円、商店街等活性化事業費に120万

4,000円など、合わせて565万5,000円を計上しております。

土木費では、除雪対策事業に8,132万6,000円、道路新設改良全般事業に930万円など、合わせて9,830万4,000円を計上させていただきました。

教育費では、熊川保存整備事業に1,970万円を計上するなど、合わせて2,108万8,000円を計上いたしました。

歳入では、地方交付税につきましては、普通交付税の額の確定により6,012万5,000円の増額、町債につきましては、臨時財政対策債の発行可能の減額の影響もあり、全体で1,600万円の減額とさせていただいております。

また、繰越金につきましては、平成28年度の決算に基づき2億9,113万9,000円を増額させていただいております。

そのほか、国庫支出金、県支出金及び基金繰入金などで収支の均衡を図りました。

次に、議案第53号「平成29年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,283万円を追加し、予算の総額を21億1,410万5,000円とするものであります。

主な歳出につきましては、平成28年度事業の精算による国などへの返還金に3,542万9,000円、基金積立金に3,627万8,000円などを計上させていただいております。

次に、議案第54号「平成29年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1万5,000円を追加し、予算の総額を1億6,917万4,000円とするものであります。

歳出では、福井県後期高齢者医療広域連合への納付金を計上させていただきました。

次に、議案第55号「平成29年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ502万3,000円を追加し、予算の総額を9,973万円とするものであります。

歳出では、前年度繰越金を財源に基金積立に509万円などを計上させていただきました。

次に、議案第56号「平成29年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第2号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,503万4,000円を追加し、予算の総額を20億3,917万9,000円とするものであります。

介護保険事業勘定における歳出では、平成28年度事業の精算による国及び県などへの返還金に5,007万7,000円を計上するほか、前年度繰越金を財源に基金積立2,276万5,000円などを計上させていただきました。

また、介護保険サービス事業勘定における歳出では、居宅介護予防支援事業費に219万2,000円を計上させていただきました。

次に、議案第57号「平成29年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に2,368万3,000円を追加し、予算の総額を1億7,548万2,000円とするものであります。

歳出では、前年度繰越金を財源に基金積立に1,288万3,000円、そして、簡易水道建設事業に1,080万円を計上をさせていただきました。

次に、議案第58号「平成29年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に89万7,000円を追加し、予算の総額を274万7,000円とするものであります。

歳出では、前年度繰越金を財源に基金積立89万7,000円を計上させていただきました。

次に、議案第59号「平成29年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に206万8,000円を追加し、予算の総額を4億1,156万3,000円とするものであります。

歳出では、前年度繰越金を財源に基金積立206万8,000円を計上させていただきました。

次に、議案第60号「平成29年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に47万1,000円を追加し、予算の総額を3,903万6,000円とするものであります。

歳出では、総務管理費に47万1,000円を計上させていただいております。

次に、議案第61号「平成29年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に1,863万8,000円を追加し、予算の総額を5億8,227万2,000円とするものであります。

歳出では、前年度繰越金を財源に基金積立に216万8,000円、そして、公共下水道施設建設費に1,647万円を計上させていただきました。

次に、議案第62号「平成29年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ254万1,000円を追加し、予算の総額を4,335万5,000円とするものであります。

歳出では、町営住宅の修繕費用に104万1,000円を計上するほか、前年度繰越金を財源に基金積立150万円を計上させていただきました。

次に、議案第63号「平成29年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第2

号) 」であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,478万9,000円を追加し、予算の総額を1億1,163万7,000円とするものであります。

歳出では、前年度繰越金を財源に基金積立1,478万9,000円を計上させていただきました。

以上、12議案につきまして説明を申し上げます。十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（原田進男君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の12議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま、議題となっております12議案については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託したいと思います。これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております12議案については、議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

～日程第25 請願第2号から日程第29 陳情第2号～

○議長（原田進男君）

次に、日程第25、請願第2号「大飯原発3・4号機の再稼働以前に30キロ圏自治体と住民への納得できる説明を求める請願」についてから、日程第29、陳情第2号「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について」までの5件を一括議題とします。

本日まで受理した請願・陳情は、お手元に配付してあります請願文書表及び陳情文書表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託いたしましたので、報告します。

お諮りします。

議案審査のため、明日5日から7日までの3日間、休会にしたいと思います。これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

異議なしと認めます。よって、明日5日から7日までの3日間を、休会することに決定しました。

以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会します。

(午前10時29分 散会)